平成２３年（フ）第４０号
徳島市住吉４丁目13番１号
債務者　青木富実子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９号
徳島市名東町１丁目32番地の２　２号棟207号室
債務者　関本　泰樹
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の東21番地９　メゾン北浜403号
債務者　山本亜紀子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５号
徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉81番地エクセレントソシア522号、旧住所徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地26番地３
債務者　長濵　暁雄
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４号
高知市六泉寺町22番地　市住107号
債務者　森田　實惠
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０５号
高知市六泉寺町22番地　市住107号
債務者　森田　将広
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３８号
高知市朝倉甲229番地３　県住39号
債務者　岡本　豊生
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４５号
高知県南国市駅前町４丁目４番17号
債務者　山本　道昭
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４８号
高知市一宮中町２丁目２番３号　上村ハイツB101
債務者　田中　米子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５０号
高知市唐人町７番４号　アーバンハイツ201号
債務者　髙橋　倫子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６５号
高知県高岡郡日高村下分1279番地
債務者　小澤　　司
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６８号
高知市宝町30番30号　第５五陽ハイツ301
債務者　門田　伸廣
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７４号
高知市薊野北町２丁目２番16号　泉野ハイツ402
債務者　岡部　真琴
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９号
大分市大字横尾3935番地の４　第２コーポ石田106
債務者　山下　　純
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９号
大分県杵築市大字片野746番地27
債務者　合田　秀人
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
大分県杵築市大字片野746番地27
債務者　合田　リサ
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
宮崎市青島１丁目９番１号
債務者　木下　淳子（旧姓重信）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３号
沖縄県石垣市字宮良120番地24
債務者　宮良　明子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
那覇地方裁判所石垣支部